

# 東京都にお住まいの方へ手続きについて

東京都私学財団減免助成金と千葉県授業料減免事業の両方が該当の場合は、東京都私学財団を優先させていただき、就学支援金額と東京都私学財団減免助成金の合計が授業料年額より低い場合千葉県減免事業を申請させていただきます。

但し、東京都私学財団減免助成金を申請していない場合は、千葉県授業料減免事業を申請します。

千葉県減免のご案内の、A B C Dのいずれかに該当しますか？

いいえ

対象外です。

はい

東京都私学財団の授業料減免助成金手続きをし、千葉県減免事業の同意書を提出しましたか？

いいえ

千葉県減免事業の同意書を提出して下さい。

はい

就学支援金と東京都私学財団減免助成金の合計が授業料年額より高いですか？

いいえ

千葉県減免の申請する

はい

千葉県減免の申請を辞退(申請しても給付されないため)※

※授業料年額が補助限度額のため

就学支援金は学校から、東京都私学財団減免助成金は財団から振り込まれます。

※千葉県の減免補助金が確定するまで東京都私学財団減免助成金が決定・給付されないため。